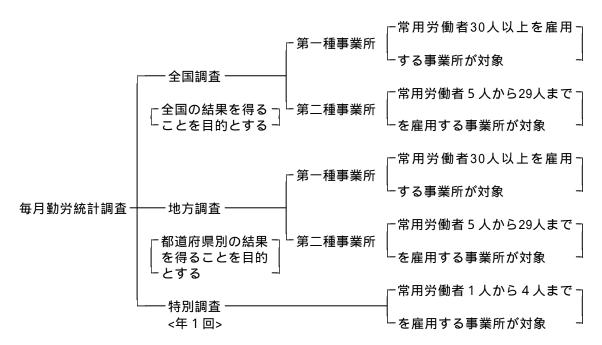
調査の概要

1.調査の目的

「毎月勤労統計調査特別調査」は、常用労働者1~4人の事業所における賃金、労働時間および 雇用の状況を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労 統計調査」を補完することを目的としています。



2.調査の対象

この調査は、日本標準産業分類(平成14年3月第11回改訂分を使用)にいう鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店,宿泊業、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(家事サービス業および外国公務を除く。)に属し、かつ平成16年7月31日現在1~4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する県内約400事業所について調査を行いました。

3. 主な用語の定義

(1)常用労働者

調査期日(平成16年7月31日)現在、当該事業所に在籍している者で、次のいずれかに該当する者をいいます。

- イ 期間を決めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者
- 口 日々または1か月以内の期間を限って雇われている者で、前2か月(5月および6月)の各月にそれぞれ18日以上雇われた者

なお、法人組織の取締役・監査役・理事などの重役・役員、また、工場長、支店長であっても、 常時事業所に出勤して、雇用者としての一定の職務に従事し、一般雇用者と同じ基準で毎月給与 が算定されている者や、事業主の家族であっても常時その事業所に勤務し、その事業所における 一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含めます。

また、いわゆるパートタイム労働者で、上記イまたは口の条件を満たしている者も常用労働者 に含めます。

(2)きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)のことをいいます。所得税、各種社会保険料を差し引く以前の金額です。

(3)特別に支払われた現金給与額

平成15年8月1日から平成16年7月31日までの1年間に、一時的または臨時的に現金で支払われた給与のことで、夏季または年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分および支給事由の発生が不確実な給与をいいます。

なお、この調査結果においては、勤続1年以上の者1人当たりの平均を算出しています。

(4) 実労働時間

常用労働者が実際に働いた時間をいいます。早出時間、残業時間、手待時間を含みますが、休憩時間は含みません。

(5)出勤日数

本来の業務遂行のために実際に出勤した日数をいいます。

4. 結果の算定方法、利用上の注意

(1)常用労働者数、きまって支給する現金給与額、実労働時間等は推計値であり、調査票における それぞれの調査数値に、その調査事業所の所在する調査区の属する層の調査区倍率(層ごとに母 集団調査区数を標本調査区数で割ったもの)を掛けて得たものを合計して算定したものです。 各種平均値等はすべてこの推計値を用いて算定しています。

ただし、本文中の調査結果は次の表によります。

事業所規模	区分	結果数値	備考
1~4人	滋賀県	特別調査滋賀県値	常用労働者を1人から4人雇用する事 業所の集計結果
	全 国	特別調査全国平均値	
5 人以上	滋賀県	地方調査7月分結果	常用労働者を 5 人から29人雇用する事 業所と常用労働者を30人以上雇用する 事業所とを合わせた集計結果
	全 国	全国調査7月分結果	
30人以上	滋賀県	地方調査7月分結果	常用労働者を30人以上雇用する事業所 の集計結果
	全 国	全国調査7月分結果	

- (2) 第1表~第6表とP12・13の統計表における符号の意味は次のとおりです。
 - 「0」……単位未満。
 - 「-」……調査対象事業所なし。
 - 「x」……集計事業所数が少ないため公表していません。
 - 「」……減少、マイナス。
 - 「…」……資料なし。